

子どものいじめを防ぐために 家庭や地域でできること

資料3



○いじめの未然防止および早期発見、早期対応のために

- いじめを防止するためには、米原市、教育委員会、学校、保護者の皆さん、市民の皆さん、児童生徒の皆さんが協力して、市全体で取り組む必要があります。
- このリーフレットは、保護者の皆さんや地域の皆さんに子どものいじめについての理解を深めていただくとともに、いじめに気付くサインや対応の仕方などについて知っていただくために作成しました。

これっていじめ？



登校中に、AがBにうっかりぶつかった。Aはすぐに「ごめん」と言ったが、Bはののしりながら、Aを叩いた。周囲にいたCやDもBに同調し、Aは恐怖を感じた。



公園でドッジボールをしていた時に、Aの顔にBが投げたボールが当たった。Aは、Bがわざと顔にボールを当てたと思い、泣きながら家に帰った。



下校中に、歩くのが遅いAに対して、Bが早く歩くことを促すために、「早く歩き」と何度も言った。AはBの発言に対して、嫌な思いをした。

裏面へ

いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法では、① ② ③ は全て「いじめ」に当たります。

一定の人的関係があり、心理的・物理的に影響を与える行為があった際に、子どもが、「いやだ」「苦痛だ」と感じた行為は、すべていじめにあたります。

①は故意に相手を傷つける行為、②は意図せず行った行為、③は好意で行った行為である。いじめの定義に照らし合わせた時に、どの事案についても、被害を受けた子どもが嫌な思いをしているので、学校は「いじめ」と認知し対応する必要があります。

家庭や地域でどんなことをしたらいいの？

子どもの声を
しっかり聴いて、
気持ちを
受け止めてください。



- ・ 日頃から子どもを温かく見守り、相談を受けやすい環境づくりを進め、子どもに寄り添ったかわりを大切にしましょう。
- ・ 子どものいじめに気づいた場合は、問い詰めるのではなく、子どもの気持ちをしっかり聴いてあげてください。

いじめを発見したり、気になることが
あったら気軽に連絡してください

各 学 校

ささいなことでも気になることがあれば、
近隣の学校に相談ください。

米原市教育委員会

0749-53-5152

米原市不登校・いじめ相談電話

0749-53-5150

こころんだいやる

077-524-2030

こどもの人権110番

大津地方事務局
人権擁護課

0120-007-110

24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

子どものいじめを見つけたときは、上記の機関等へ相談・情報提供をしてください。
結果的に、いじめでなかったとしても問題ありません。

気になる子どもの発見チェックリスト

「いじめ」を受けていても相談できない。子どもが「いじめ」とは気付いていない。子どもの行動や様子が普段と違うなど、「いじめ」に気付くサインがあるかもしれません。

いじめにあっているかも？

- ☐ 学校へ行きたがらない。
- ☐ 金遣いがあらかなくなる。
- ☐ 成績が急に下がる。
- ☐ 朝、なかなか起きられない。
- ☐ 食欲がなくなる。
- ☐ 機嫌が悪くなる。
- ☐ 衣服が汚れる。体に傷がある。
- ☐ 学校の様子を言いたがらない。
- ☐ 友だち関係が変わる。

いじめをしているかも？

- ☐ 言葉遣いが悪くなる。
- ☐ 友だちへの乱暴な言葉遣いをしている。
- ☐ お小遣い以上のお金を持っている。
- ☐ 買った覚えのないものをもっている。

思いやりの心を育む



地域や家庭での温かい声かけやねぎらい、
褒め言葉が、子どもの心を育て、
いじめの防止や発見につながります

米原市からの
お知らせ

スマホ安全3か条



いじめをしない、させない
子どもたちを育てために



発行：米原市いじめ問題対策連絡協議会（令和7年●月発行）

（構成機関・団体）米原市、米原市教育委員会、大津地方事務局長浜支局、滋賀県彦根子ども家庭相談センター、米原警察署、米原市校長会、米原市少年センター、長浜市権擁護委員協議会米原地区部会、米原市民生委員児童委員協議会連合会、米原市PTA連絡協議会、米原市子ども会育成連合会、米原市福祉事務所、米原市社会福祉協議会、米原地区更生保護女性会（順不同）